

消防庁は持っているかどうかといふことを聞いておる。行政指導したり、訓示をしたりしないかということを聞いておるのぢやない。

の消防法のあり方と申しますか、わが国の完全な自治体消防という形態をとつておりますので、警察のように一定の標準を設けて、これはそれに従つてやれというように工合には現在の組織法ではないませんので、先ほど申し上げたような勧奨というような方法で強く勧めておるというような方法をとつておるわけであります。

財政計画なり、あるいは地方の予算構成の指導なりにおいて、常設消防をこれから拡大をしていく財政指導というものは十二分にできるわけです。それについては、消防庁自身も、こういう地域には常設消防が必要で、常設消防の対象規模はこのくらい、費用はどのくらいという綿密な計画を立て、これは大臣にその実現方をお願いをする努力を当然しなければならない義務があなた方にあります。そういうことをなされておるか知らないかという点なんですか。

置すべき基準を自治体消防発足の当時から設定いたしまして、これを勧告いたしておったのでございますが、たまたま昨年、現在消防厅長官の諮問機関として設けられております消防審議会にその問題を諮問いたしまして、昨年八月、それの答申がありまして、その答申に基づいて現在消防の基準、消防団並びに常設消防の数、それからポンプその他の消防施設の程度というものを、それぞれ都市の形態あるいは人口、面積の状況に応じて、この程度といたる標準を示して、ただいま大体でき上りまして、近くそれを各市町村に勧告するつもりであります。従来ありました基準の勧告は、いわば終戦後のアメリカの指導によつてできたものでありまして、いさざか現在の日本の市町村の財政状況とそぐわない点がありましたので、それを修正いたしましたので、現在の市町村の財政その他の状況に適応する基準を設けまして、ただいま申し上げたような段取りで基準を設け、近く勧告いたす段取りになつております。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど申した特殊な訓練なり、経験のない者だけでは消防団を遂行することができないじゃないか、この点はどうですか。

上げたように、従来ともう一つやつておいたわけではございませんので、消防団につきましても、消防署につきましては、自治体消防発足時から基準を示しまして、その基準に向かって、それを目標として整備していくというふうなことは指導しておったのでござりますが、その当初作りました基準が、今日の状況から見て必ずしも適切でございませんので、それを修正して、いろいろ各般の状況を研究して修正いたしました。新しい基準を作ったわけではなく、ですから、従来、今までの実地の経験、実績に照らして修正を加えたということになります。

それから最近の都市の状況あるいは人口の状況あるいは文化の発展の状況に応じて、それぞれ消防対策を講じなければならぬといふ点につきましては、この組織法にもありますように、防火関係の基準を必要に応じて示します。従来その基準に従つて整備をして、また訓練もするというような方法をとつておつた次第でございます。

○加瀬完君 整備もし、訓練もするところなり、あるいはまた災害対象なりといふものが変わってしまつては、消防団のような程度の訓練では、消防団では、あなたのおっしゃるような消防計画を遂行できないような時代になつておるんですよ。建物に基準を加

えたり、あるいは防火地帯とかいろいろの計画は進めておることはわからりませんけれども、肝心かなめの消防団を常設消防程度に技術訓練をすることによって手もつけないでおいては、消防計画を遂行できないじやありませんか。もっと具体的に言ひなら、東京型のようだ、あるいは大都市の消防組織といふものは、火災だけにとどまらず、もう急患の何といいますか、救護などに当たりましても、至れり尽くさのわれわれの全く感謝せずにほれないのであります。いかがへりますと、十のわれわれの形態をとつておつたつて、常設消防がなくて、救急車もなくして、火事があったときポンプを引つぱつくる、こういう消防団では仕方がないやありませんか。それを一体消防はどう計画を——国民、住民が受けけるサービスに格差があるのでから、この格差をうして埋めていくかという計算を一体お考えになつておるのか、なつておらないのかということを伺つておる。

に至りますと、まことに心細い感じいたしますのであります。結局はそれぞ市町村の財政問題に落ちてくるわけになります。今後そういう貧弱な町村における消防財政をいかに確立してやるかということが、これは消防をしては一番重要な問題であろうとわかれも感じておるわけでござります。この問題は相当重要な問題でございますが、将来とも財政問題をどういうふうに解決していくかということにつましては、鋭意研究をして、遺憾のい方法をとりたい、さように考える次第でございます。

全な独立体を成していいるような東京みたいなところでは、安保闘争みたいなときでも、警察の態度というものと消防防厅の態度というものは厳然と違つておる。手錠かけた人を、けがをしているので手錠をかけるとは何事だと消防防厅はこれをとめて、手錠をはずさして救急車に運んでいる、こういうのもありますよ。しかし、半鐘鳴らして消防ポンプ引き出して、勧評鬭争なんかのときに消防団が学校に押しかける、こういうものもある。少し古くなりましたがけれども、ある県で公安条例を適用しようとしたときに、なくなりましたが、大山郁夫さんが来て講演をする、大弁論が行なわれるのではないかとうので公安条例を発動しようといふのを警察で企画をいたしました。そのとき、その市の消防はポンプを全部出していつでも水を引つかれられるように用意をして、こういうばかりなことまで行なわれている。こういう不合理をそういうではない消防本来の目的に合理化をすることこそ、組織法として考え方なければならない問題だとあなた方も知つてゐるでしよう。勧評でごたごた大ぜいの者がやるからといって半鐘鳴らしていいですか。消防ポンプで水を引つかけるという準備をしていいですか。消防法で許されていますか、そういうこと。そういうことをやつていふ。だから、そういうことができないよう合理化をするというならわかる。そういうのはそつちのけにして、支團長や旅團長があつて困ると、そんなくだらないことを言つてゐるようで、これは賛成しようと思つても賛成できませんよ。そうするとあなた方は、いや警察厅と違いまして消防防厅は

そういう行政の強い指導権というのはありませんと言ふ。なくて階級章だけ整備するだけで、行政指導力がないならば、消防庁の存在というもののもう少し考えてもらわなければいけない。これは政務次官、どうお考えになりますか。

○政府委員(渡海元三郎君) ただいま御指摘の建築構造その他が変わって参りまして、消防に科学的技術的な専門的知識が入り用になつたということは御指摘の通りでございまして、私たちもできるだけこの要望にこたえるために、常時からそういった特別な訓練を受けられる常勤の消防施設を下部まで組織していかなければならぬといふことは、御指摘の通りでございまして、だんだんそのようになりつつあると想ひます。これの計画につきまして、的確な基準を設けてやつてはどうかという御指摘でございまして、仰せの通りやりたいのでございますが、財政事情その他もございまして、現在までは至つておりませんが、だいぶんこの方面の改革もできたのではないかろうかと思います。また一方、昔からの非常勤の消防団の組織にいたしましても私の知る範囲内では、町村合併等に伴いましてだんだんと組織が簡素化され、今までには各旧町村にございました消防団員を、そのまま残つておったのをだんだんと市一本にまとめて、機構も簡素化するとともに、これに対する機敏な活動ができるよう訓練されつゝあるのじやないかと、かように考へてゐるのでございます。また器具等にしましても、今までのように旧式器具でございましたら、相当多数の人員が必要でございましたが、これ

政水準の一環としてその内容になるべきものだと考えております。

○加瀬完君 では、自治省にそのような方向が今後おとりいただけることを期待いたしまして、不本意であります。が、これは賛成するということにきましたので、私はあまり質問をしないことにしてやめます。

○小柳牧衛君 消防が防火についてのいろいろの活動をすることは当然だと思いますが、従来の火災予防は、いかにも昔ながらの火の用心を連呼するような程度で、足が地についていないのじやないかというような感じがするのですが、最近火災の原因を見ますといふと、断然多くなったのは、文化的不十分であるガスとか電気の取り扱いが多い。これは一面、家庭等におきまして文化生活が普及したのだとも言えますけれども、文化生活が普及して一方においては火災が起きるのでは、実際にどうも変なものだと思うのです。

今朝、新聞を見ますと、日光の薬師堂が焼けた。それも何か電気コンロの過熱、また火災報知器がほんとかうそかわからぬといってぐずぐずしておったから焼けたと新聞に伝えられております。真偽はむろん知りませんが、もしはたしてそういうことであれば、三百年以上の建物が文化生活によつて焼けたということは、実に皮肉な現象だと思うのです。これは決して一時の問題でなく、各方面にそういうことがあるのだとすれば、火災予防等につきましても、防火宣伝等においてになってきているのじやないかと思ひ

ます。防火宣伝と文化生活との関係についてどういう考慮を払っておられますか、お尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(鈴木琢二君) ただいま御指摘のように、文化生活が発達するに従つて火災も多くなつてくるということは、統計上も現実に現われておる事実でございます。まことに遺憾でござりますが、結局、私どもが火災の発生原因をいろいろと調査いたしてみますると、文化生活——ガスとか電気とかプロパンガスとか、非常に日常生活が文化化していくいろいろその材料ができると、台所口とか、居間だけが文化的になつて、建物全体がちつとも進まないで、かくして、あればこれが住宅事情が根本的に悪いわけでございまして、雑居生活みたいなところほど、簡単な煮たきのできる道具をそろえるというようなことで、かえって文化的な資材を使っておる。そこに非常にアンバランスがございまして、そこにかえって文化が発達するに従つて火災の件数が多くなつてくるという実情があるわけでございます。それらの実情に基づきまして、毎年春、秋の防火週間におきましてはもちろんのこと、當時予防検査を励行いたしまして、これもなかなか数——家の数と消防職員の人数とが必ずしもバランスがとれておりませんので、徹底的に参らぬ感はございますが、できるだけ予防検査をいたしまして、一歩々々指導して歩くということに努力いたしておるわけでございます。さらにプロパンガスにいたしましても、ガス、電気等につきまして、その器具を売る方法

に注意を喚起いたしまして、売る際には、使用方法をよく教えてやれというふうな、あらゆる機会にそういうことを業者、組合等を通してお願いしているわけでございます。また予防検査の際にも、単に一家の主人なり主婦だけがそういった取り扱い方を覚えておくだけではなく、家の者で特に使用人等に十分徹底するように指導しておかなければいかぬというふうなことで予防検査をいたしまして、それやこれで火災を予防することに努力いたしております。

だけではとてもいかないのじやないか、こう考えられるのであります。従つて、もっと社会教育と防火との係について十分な考慮を払う必要があると思うのですが、その点についてかがですか。

○政府委員(鈴木琢二君) 御指摘のうに、結局、火災を少なくするためは、一般国民のこれに対する認識をめ、常時火に対しても注意をするといふ心がけを作ることが一番大事だと思ひます。それでございまして、そのため、毎年の予防週間等につきましては、その災害予防思想のP.R.に重点を置きました。認識を深めることに努力いたして、ラジオ等はほとんど毎日火災のことについて、ことに最近のような乾燥気象、テレビ等も非常に協力してくれました。御承知のように、テレビあるいはラジオ等はほとんど毎日火災のことにおきましては、どこかの番組に火災の問題を取り入れて非常に協力してくださいております。また私どもの方で指導いたしております少年消防クラブ等もだんだん全国的に増加して参りまして、小学校あるいは中等学校の初歩的な子供たちに科学教育とあわせて防火思想を吹き込み、それを家庭にだんだんと浸透していくように、いうこにして、少年消防クラブの指導に力を入れてやつておるわけですが、実質においてはおるのですが、これらも国民の社会的訓練には非常に役立つておるのではないか、かようになります。

意字はなとさればならぬと思う。それから消防庁は消防大学校がついております。早の際ですからその活動なり、そうい点についてあまり多くを期待することは無理とは思うのですが、今の火災・防等について、相当考慮を払わなければならぬものだと思うのです。こと消防大学校の設備その他を完備するということは、もちろん大切であります。校においては、それらの点には最も充を入れなければならぬのじやないか。消防大学校の設備その他を完備するということは、もちろん大切であります。が、教科内容についても、もとと考究をする必要があるのではないか。それから消防研究所も非常によく勉強してみると私は思つております。でなければ設備が非常に悪いのです。そこで、その試験研究の結果を実際に応用するという連絡においても、きわめて不十分、また、いろいろ参考品等もたくさんあるようございますが、日本における今の貧弱なものをして並べておる程度で、諸外国のりっぱなものをお向見することができない、こういう点を数えたりますといふと、どうも思つてが非常にまだ整つておらないよううに思つてます。今度組織法を改めて、一そうその点に乗り出す機会ですかに活動していただきたいと私は思つておりますが、一言申し上げておきます。

○西田信一君 消防庁長官に一つお聞きしたいのですけれども、これは、お聞きしたい点は、最近頻発しておる都市の交通麻痺と消防活動の関係なんです。私は非常にこれは不吉なことを申すようで悪いのですけれども、非常に心配をしておるのであります。東京都内で

も、個所数はわかりませんが、何ヵ所か、しかもきまつたように、毎週何曜日かの同時刻というくらいに交通麻痺が起きておる。大阪なんかで、道路の狭い所で三時間もものすごい交通麻痺が起きたということも聞いておる。あいうことを考えてみますと、数千台、あるいは数千台じゃない、おそらく万をこえるだらうと思うような自動車がからみ合ってしまって、全然交通ができないという状態が起きておる。私はああいう場合に、そういうときには、そういう地域で失火がないといふ保証はつかない、そういう時間に、そういう時期に大きな強風が吹かないといふ保証はつかないだらうと思う。そういうことを考えてみると、一朝不幸な事態が起きたとするとどうなるかということを想像してみて、そうして私これはえらいことになると思う。あのそうでなくともからみ合つておる自動車というのは、もしそいうことが起きたら、自動車を投げて、その運転手さんは逃げ出す以外に方法がない。そういうところへ消防自動車が走れるかというと、消防自動車が走れないことは明らかです。消火栓が使えるかというと、消火栓も使えないという状態です。そうしますと、今度一朝大風のときに失火があったとすると、木造家屋が並んでおるこの日本ではどんなことが起きるかというとおぞらく想像できると思うのですね。避難しようつたてて避難もできないことも起りやせぬか。そうするといふと、これも大灾害がそういうときに起きないという保証がつかぬという気がするのですね。そういうことに対しても、一体消防庁としてはどういうふうな対策な

○政府委員(鈴木琢二君) 御指摘の交通の麻痺状況と、消防活動に非常に支障を来たしておるということは、まさに困ったことでございまして、ことに東京旧市内が一番ひどいのでござりますが、次が大阪、そりへいた大都市、現在では大都市だけの問題でござりますが、全くこれを解決するには、根本的に道路問題あるいは自動車関係の行政を整備していく以外には根本的な解決はないわけでございますが、消防としてはそれを待つておるわけにはいきませんので、消防としてできるだけの対策を東京及び大阪等におきましては講じておるわけでござります。申しますのは、なかなか麻痺状態になつた自動車の行列を追い越すわけにもなりませんので、結局、消防署あるいは出張所というようなものの配置をもつとこまかくして、いわば活動範囲を短くするということと、それから火災で出動する場合、従来なら第一出動で七、八台程度出ておったものを、最初から第二出動をかけて十四、五台を出す、どれかがどこかの道を通つて現場に到達するだらうということを期待いたしまして、従来の普通の倍も出動させる、消防署の配置を勘案することと、出場態勢を変えていくという、まあそれでも十分とは申せませんが、現在消防としてなし得る態勢を整えておるわけでございます。さらに警視庁と

では、火災のあつた場合には、まるで生きるだけの交通整理に努力をしていたり、だくということで、消防と警察で十分協議をいたしておるような次第であります。現在の状態におきましては、根本的な交通対策を講じない限りは、どうしても根本的な解決にはならないわけでございますが、消防として単独でできるそういう方法をいろいろ考案して対策を講じておるような次第でございます。

○西田信一君 大へんむずかしい問題ですから、明確な対策を期することは困難かもしれませんけれども、交通麻痺というものは偶發的に、いつどこに起きるのかわからぬいで起きるのいやなくて、ほとんどきまつた場所にきまつた時間に起きるというような状況であろうと思うのです。従つて、それに対する対策といふものは、立てようによつては立てられる、今伺つて非常に御苦心があるようですがれども、もういろいろ関係方面との具体的なこの対策に対する協議なり、あるいはその他の方法を講じられますならば、もつと根本的なこれに対する対策といふものは立てられない、私は、そういう不幸な事態が起きなければこうなことがあります。そういうことが起きないという保証はないので心配があるわけであります。それで今あえてお尋ねしたわけであります。私は希望を申し上げておきますが、もう少し突っ込んで、少なくとも、おそらく相当範囲の所がいつもさつちも動かないという状況は、私はこの際、火災、災害の拡大を防止するという意味から申しましても、これはぜひ一つ対

的対策を立てていただきたいということを、さうは希望を申し上げておきます。できましたら一つ適当な機会に、この対策をお立てになつた結果と、いつもの機会がございましたら一つ御報告を願うということをお願いしておきます。

○錦木壽君 先だってお願いしました資料を見て、それについて少しお伺いいたしといたします。

一つは、最近どうも火災の件数が多くなつてくると同時に、死傷者がだいぶふえてきているようあります。特に火災のために気の毒にも死んでしまうというようなことがあって、三十三年と三十四年の比較においては、死者が一二・三%もふえておるというようなことになつておるのでですが、これについても対策はどうかということをお尋ねして、その資料をお願いしたわけでありますけれども、ここに昨年十二月二十六日付でいろいろな注意を促したことがあげられます。もつと根本的に、一体、最近の火災のふえる原因、特に死者の出る原因についてどのようにお考えになつておられるのか、そしてまた、その対策についてどうなのが、お考えを聞かしてもらいたいと思います。

○政府委員 鎌木琢二君 最近、火災のあるたびに非常に死者が多くなつて参った傾向は、まことに遺憾に存する次第でございますが、これは、先ほども火災原因について御説明申し上げましたのと関連いたすわけでござりますが、住宅事情が悪くて雑居生活が非常に多い、しかも、その雑居生活の建物がまことに不完全なバラック式なもの

が非常に多いということ。それから、キャバレーとか、カフェーとかが大くなつてくる、その使用人を寝せる場所がないものですから、從来物置に使っていた三階を無理して寝室にするというような現象があるわけであります。これは建築基準法から申せば違法なものでございますが、そういったことをやつておる。あるいは下請工場が非常に景気がよくなつて参ったので、臨時工員をたくさん雇う、その臨時の工員は、まことに仕事にはなれていまい上に、また、その使用人を寝せる場所がないために、無理して事業所の裏屋根みたいな所に寝せる、そういうたたかいでござりますが、そういったことをやつておる。あるいは下請工場が非常に景気がよくなつたこと、人口があふえてきたことと設備なり居住関係が伴つていかないというところに、火災の原因も多いと同時に、非常に死者が多いといふことだらうと観察されるのでござります。最近、ことにことしに入りますから非常に死者が多いのは、それにもう一つ加えまして、非常に乾燥度が激しくて、通常の時間の半分くらいの時間で、つまり、ぼやで済むやつが重なるといふことだらうなことがございまして、これは一線の消防としては非常に苦労をいたしておるわけでござります。そういったいろいろな原因が重なつて最近死者が多くなつておるわけでござりますが、これも先ほど申し上げましたような予防検査によりまして、そういう建物の違法使用をやめるように指導するとか、あるいは老人、子供の寝る場所を必ず一階にするような処置をとれ

と指導いたしましたり、その他人命保護に関する指導を予防検査においてやっています。一方、消防におきましても、人命保護ということを消防活動の第一の重大な要件といたしまして、東京初め火災の多い都市におきましては、特別にこの人命保護の対策本部等を設けまして、いかに消防活動の力を人命保護の方に集中するかということに努力いたしておるわけでござります。まあそのほかに、それぞれの建物に人命救助のはしことか、救命袋とか、その他の施設を作らせること等にも努力いたしておるわけでござります。今後は、昨年消防法の改正をいただきましたて、この四月一日から施行されます消防法の改正におきまして、各そういった建物に防火管理者を設けることとなりました。また消防施設等も政令で相当嚴重な施設を設けさせることになっておりますので、将来的対策といたしましては、改正消防法の執行を厳密にやることによりまして効果を上げていきたい、まさよう考えておるわけでございます。

の面におきましても、今、長官がお話をなさるに思ひます。従つて、こういふものにあつたように思ひます。これは建設省の関係もあることによつて、大きくなることを未然に防ぐというようなことも可能であるようだ。建設省は、あるいは違法の使用とかいろいろな問題を抱いてやつていただきなければいけないのではないかと思うのです。それから連絡をとつて、そういうものの根絶を期するということを特にやはり力を入れてやつていただきながらければいけないのじやないかと思うのです。それから今までお話をあつたわけであります。今の消火施設等の問題につきましては、今度政令等のいろいろな問題もありますし、また防火管理者の問題についても、もうつづけてお話をあつたわけであります。ですが、こういう問題についても、もつと早く、去年の改正からもう四月に施行しなければならぬというそういうときになつてしまつておらぬといふのは、私はやはりこれは、私はどこに問題があるのかわからぬのですけれども、ときがときだけに若干怠慢のそしりといふのは言葉がちよつときついのですが、少しストレートじゃないかと思うのです。いろいろあなたの方だけでも、きめかねるようなところもあるようだ。聞いておりますが、それにつきましては、先だつても申し上げましたように、これは早くそういうものをやつて、対策として手落ちなく進められるよう特に私は必要であろうというふうに思ひます。それに非常に多いのでございまして、これは建設省所管でございますが、消防

て、やはりその違反建築を摘発いたしまして、建築当局に連絡をとつて法的措置をとつてもらうということに努力なさるわけでござりますが、なかなか建築当局も人手不足で十分といきませんので、まことに遺憾な点が多いのですが、今後とも十分連絡をとりまして違反建築をなくすために努力していきたいと考えております。

それから各防火対象物に対する消防施設の問題でございますが、これは昨年改正をいたしました消防法の一項改正の施行令がこの四月一日に実施されるわけでございます。大へん長い時間がかかるてまことにお恥ずかしいのですが、ござりますが、四月一日施行というと法律でできまつておりますので、それは間違いなく四月一日に施行するようになります。ただ、これは昨年の消防法の改正並びにそれに伴う命令の施行によって初めて防火対象物に消防施設を置かなければならぬということになつたわけではないのでございまして、これは本改正のときに御説明申し上げましたように、従来、古町村条例でそれらの義務づけがなされておつたわけでございます。ただそれが、やらない町村が多くて非常に不徹底であるということと、全国的にまとまつては大へん不便を受ける人が多いというような観点から、これを令和元年一月一日から施行いたしますが、これまでなく、また今度初めてこれをやるわけではないございまして、四月一日から施行いたしますが、その四

月一日以前はブランクだというわけはない問題でございまして、その点大へんまあおくれておって恥ずかしいのでございますが、その点についは、実際問題として特に支障がございません。また今後のこの法律、政令の施行につきましても、それぞれ法律ができ上がりとは別に、現地各県市町とは連絡をとっておりますので、政令が施行された後のこれの実施につきましては、特に支障があるとは考えておりません。

は打たなかつたとか、いふことを私指摘するのじやなくて、新しいそういう段階を迎へようとする際に、なおかつ、いつ出るかわからぬというような形では少し心もとないから、それを早くやるべきじやないか、こういふことを言つたのです。それに対してもお考えなり、あるいは見通しがあつたら、こういうことで私お聞きしたのであります。ですから、何も私現在までやられておらないとか、どこにもそういう消防施設等のものがなかつたといふようなことを前提にしてものを言つてゐるのじやなくて、すでにあつたんだが、さらにもつとりっぱなものにするためにあなた方今考へてゐるといふのですから、その考へてゐる政令なり、その他関連する施行令なり、規則なり、こういうものをできるだけ早く出すことがいいのじやないか、こうじうことなんですから、一つ誤解のないよう御答弁いただきたいと思ひます。

具の不良器具の追放というような観点から今通産省がそういうものを国へ出そうとしているのか。だとすれば、消防庁としてどういう通産省との間に話し合いを進めておられるのか。特にその法案の骨子となっているものがどうなものであるか。もし御承知であるならば一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(鈴木琢二君) 電気用品取締法の問題につきましては、今までの折衝の経過をあとで総務課長から御説明を申し上げたいと存じますが、政令がおくれておりますことは、まことに申しわけないのであります……

○鈴木壽君 その点は十分急いで公布するようにいたしたいと思ひます。

○政府委員(山本弘君) ただいま御指摘の電気製品取締法案、通産省提出予定の消防局との折衝の状況を申し上げたいと思います。これは、第三十一回国会におきまして、参議院地方行政委員会で、消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議として、電気工事者に対する資格試験の実施と、それから不良電気器具の排除等に関する火災防止の見地からの決議がござります。その決議に基づきまして、昨年、電気工事士法が通産省から出されたのでござります。統いて今国会に電気製品取締法案を出そうとしているものでござります。現在までの折衝の結果は、通産省案によりますと、電気製品を製造しようとすると、通産大臣の登録を受けまして、そうして製造しようとする製品の型式ごとに承認をさらに受けます。そして製造するのでございます。

製造したものは、通産省の技術上の基準に適合しなければなりません。そして適合した場合におきましては、それを明示する証票を張つて店頭で売るということになるわけでございます。そこで問題は、製造段階の規制はそれで十分であろうかと思うのでございりますが、販売段階における規制の問題について、現在、通産省と消防庁との間において若干意見を異にしているのでございます。と申しますのは、製造段階で押えて、しかも、証票を張ったものを売らんだから、それ以上販売まで規制する必要はないんじゃないかなといふのが通産省の考え方のようですが、さういふのが書かれて、それのもとに現在までこれがやられていると思うのですが、さらにはあなた方は消防吏員によるいわば立ち入り検査みたいなことを要望しておられる、こうしたことなんですか。

○政府委員(山本弘君) 御指摘通りましても、それが家庭その他で使われる場合に、その不良のゆえに火災が起るということが問題でございます。われわれといたしましては、結局、販売店から最終消費者に渡りまして、それが家庭その他で使われる場合に、その不良のゆえに火災が起るという意味で、いわゆる販売規制が何らかの形で加えらるべきである。それも消防吏員の権限において、それの取り締まりが行なわれるようにならなければ、結局この法律がざる法になるであろうということで折衝いたしている者に対する資格試験の実施と、それから不良電気器具の排除等に関する火災防止の見地からの決議がござります。

以上のような状況でございます。そこで、これは製造段階における通産省の検査とか、これはその通りでいいと思うので、問題は、今あなたがおっしゃったように、消防吏員が商品を、何といいますか、検査するといいますかね、そういうことをあなた方が要望しておられる。しかし、それに対しても簡単には納得しないような状態であるというようなま

お話をしたが、通産省の前の電気用品が取締実施要綱というのが出ておりま

うような電気機器に対するみんな知識を持つて、それこそ抜き取り検査みた

ができますね。もちろん、お話をようなことをやつて効果を上げておら

うようなことになつておるのかどうかですね。もちろん、お話をような所で電気用品を扱う店ができるおりますね。特に最近

今どんないなかへ行つても、こういう所にまでと思うよな所で電気用品を扱う店ができるおりますね。特に最近

ジオはもちろんですね。ですから、通

産省の方では手が回りかねるというよ

うなところも私おっしゃる通りだと思いますが、さればといって、今申し上げましたように、消防吏員で、市町村の末端における消防吏員でそういうこ

とがはたしてなし得るかどうかという

ことが私ちょっと疑問なんです。その

点、どうです。

○政府委員(山本弘君) 実は、消防史員の行ないますところの、立ち入りによつて行ないますところの取り締まり――大げな表現でございますが、取り締まりの内容は、一々電気製品を取り上げまして、その技術的な問題を検

査するというようなむずかしい問題じやなしに、先ほども申し上げましたよ

うに、通産省の案によりますと、合格

したものは一定の証票を張られて売ら

れるわけなんです。そういうものでな

くちや売つちやならないといふことに

ど申し上げましたように、証票をつけたものでなくちゃ売つちやいけないという規制なんでございますから、それでございましたら、それはなるほど店頭において消防吏員がどうこうといふことがあります。非常に技術的な問題であるの

ことだけを見て歩く、こういうことなんですか。

○政府委員(山本弘君) さようでござ

ります。

○鈴木壽君 そうしますと、あれです

か。レッテルがあるかないか、そういうことだけを見て歩く、こういうこと

の火災の原因になる問題でありますか

ね。だから消防吏員が、もちろんそ

の火災の原因になる問題でありますか

ね。関係があるし、心配だし、火災予防という見地からやるということが、

レッテルのあるなしを調べるのだった

ら、これは別にあなた方の関係の消防

吏員がやらなくても、何かの方法があると思うのですがね。

そこで私は思ふことは、もっと突っ込

んだ、たとえば回路がどういうふうに

なつておるのか、接触がどうなつてお

るのか、抵抗がどうなのかといふよ

うな、そういうようなことまで調べなけ

れば私はほんとうの調べ方でないと思

う。それは中央で製造所の段階において

検査がパスしておつても、途中でま

たいろいろな故障が起こらないとも限

らないのですし、そういう意味にお

けるいわゆる性能なり、あるいは特に

電気の回路等についての十分なやはり

検査をするのだということだつたら必要があるし、しかし、それをやるにすれば、さつきも言つたように消防更員の判定能力と言つちや悪いけれども、そういう今の消防更員の方々の段階からして、そういうことが可能であらうかどうか、こういう心配をしたうじやなしに検査証があるかないかわけなんです。お話を聞くと、いや、まだ必ずしも消防更員がそこへ行つてどうのこうのというふうなことまで必要じゃないんじやないかとも思うのですが、これは私も実はそういうふうなお話を聞きますと、もっと考えてみなければいけませんが……。

○政府委員(山本弘君) むろん今申し

ましたように、電気製品取締法案の骨子が、登録を受けさせて型式の承認を

して製品について技術上の基準に適合

したものを見つけるということでござりますから、その限りにおきまし

ては、これらは十分に性能がいわゆる

火災防止の面から考えまして心配のな

いものであろうと考えられるのでござ

ります。十分な保証はあると思うの

でございます。ところが問題はそ

うなものじやなしに不良電気器具、

すなわち、そういうルートをくぐらず

にいわゆるやみと申しますか、そういう登録承認を受けずに作って店舗に売り出していくというものがおそらく非

常に多いだらうと思うのでござりますが、そういう場合におきまして、われわれはとにかくそういう不良電気品が売られないよう見つけるのでござりまして、従いまして、証票の張つてあるものならばこれは大丈夫、張つてないものはこれはいわゆるルート外のも

のだからいけないというようなことだつたら必要があるし、しかし、それをやるに感じておるのでござります。その点、非常に消防更員が製品の取り締まりで家庭に売らないようにするという意味で実効の上がるものである、かよう

に感じておるのでござります。その点、非常に消防更員が製品の取り締まりで

現在は火災予防のために立ち入り調査が行なわれておりますが、これが製品の販売のために立ち入りするといふ

とになりますから、若干また角度が違ってくるかもと思ひますので、この立ち入り調査につまきましては、これは十分に注意をしなければならない問題

であるということを同時にあわせ考えておるのでござります。

○鈴木壽君 今、私も申し上げました

ように、また、あなたもおっしゃるよう

に、これは火災予防という観点からやるという気持は十分わかりました

が、店頭に立って商品の立ち入り検査

という形になるでしようし、一体その場合に、検査票があるない、これを見

て、ないものについてどの程度それなら消防更員が販売させないような権限

があるのかないのか、こういう点はどうですか。

○政府委員(山本弘君) この点は非常に

むずかしい問題でございまして、実際

に一体どの程度規制する力があるかど

うかといふことは大事な問題であると

思ひますとともに、むしろそういう面

でやるよりも一般の方々に対する啓蒙

宣伝といいますか、各家庭の心得として何かほかに考えないと、ただ、そこ

に消防更員が行つてあるなしを見ただ

だ十分できていないようなことでござ

ります。と申しますのは、通産省関係

で製造からずっとやって、販売のおし

まいのところだけがいわゆる消防でや

るわけでござります。その場合に、

売った場合にどういうふうな罰則をかけるかということになるわけでござ

りますが、それもさらにまたいわゆる販

売停止命令のような行政的な措置とい

うものをなし得るような余地をどうい

うふうに開くのかどうかという問題も、いろいろあるわけでございまして、そ

ういう点は一応法理論的にも若干の疑義もないわけではございませんので、

話し合っているような状況でございま

す。ただいま申し上げましたのは、店頭における取り締まりが結局抜けてし

まわないようになりますから、さらに相当研

究すべき問題だと思います。これは大

事な問題でありますから、あわてない

で検討してもらいたいと思います。むしろ私は今の段階じゃ使用者の取り扱

い上のいろいろな問題あるいは使用者

の電気器具に対する、あるいは電気知識についての不足さが大事に至らせる

事が起きたというそういう例もありますけれども、大部分が取り扱い上の不

良電気製品を追放するという趣旨で

お作りになる法律であるならば、積極

的で消防も関与する道も開いた方が実

効が上がるんじゃないかという点を主

として話し合っているわけでございま

して、ただいまの問題につきまして

は、なお十分まだ法理論的にも詰めね

ばならぬ問題があると存じております。

○鈴木壽君 このいただいた資料を見

て、他の事故が起こることが多いの

で、一つそういふ

たとか、アイロンのスイッチを切らな

い事で火事になる、あるいはその

他の事故が起こるということが多いの

で、いかとかと思うので、一つそういう

面で国民に対する啓蒙が特に必要な段階であると思うのですが、そういう面

とも今の問題は関連するわけですから御研究願いたいと思います。

最後に消防協会に対する委託の資料が

出て参りましたので、これで少しお聞

きしておしまして、したいと思ひます

が、この資料についてお尋ねする前

に、消防協会は年間どのくらいの経費

一体どういうことなんでしょうかね。

○政府委員(鈴木琢二君) その資料の

うちの別表第一に計画中というのが二

つございますが、これは大体でき上がっているのでござりますが、いろいろ疑問の点、あるいは修正すべき点を修正させて、最後のすつきりでき上がったところで金を出すということになりましたので、大体計画はできなっておりませんので、大体計画はできてもう進んでいるのですが、そういう関係で計画中といふことで、もう三月もおしまいでちょっとおかしいのですが、そういう意味で計画中となつておられますかが、この点御了承を願います。

○鈴木壽君 パンフレットなんかまだ計画中だというのは、これはいつ出

パンフレットなのですか。三十五年度

の仕事としてやるべきことで、これが

五月六月に計画中とか七月、八月にま

だ全貌が見ておらないというならま

だ話はわかりますが、これは何のため

のパンフレットなのですか。あなた方

はいつ出させるためにそういう仕事を

委託したのか。

○政務委員(山本弘君) パンフレッ

ト、パンフレットにつきましては、こ

れはまあここにも書いてござります

が、消防協会、あるいは教育委員会を

通じて啓蒙宣伝を行なうために発注を

いたしているのでございますが、これ

につきまして、もう年度は終わりにな

なつているのでございますが、火災予

防運動の期間を中心に行なうといふ

とになっておりまして、大体二月、三

月という時期になつておりますが、そ

れでこれにつきまして計画をいたし

て、あるいは出ているかとも思うので

すが、ちょうどこの計画中といふもの

は、何と申しますか、金を払ったとい

うことではつきりしているものと、そ

うでないものと分けているのだと思ひ

ます。

それからもう一つは、資料展示室で

あります。各都道府県消防協会及び県教育委員会を通じて行なう仕事である、そして六十万円の計画でこれはやつて、教科書的パンフレット二十万部、一部三十円、計六十万円、こういうことになりますが、おりませんか。

○鈴木壽君 別表一によりますと、パンフレットによる啓蒙宣伝といふことは、各都道府県消防協会及び県教育委員会を通じて行なう仕事である、そ

して六十万円の計画でこれはやつて、教科書的パンフレット二十万部、

——これは一部三十円、二十万部もあ

るような計画がまだできないというこ

とでは、一体何のためにこういうもの

を——私は時期がこういうものには大事だとと思うのです。パンフレットです

から。それが予算がきまって、新しい

年年度がずっと経過していく、もう次

年の年年度になるというときにまだ計

画中じや、おかしいじやないですかね。

○政府委員(鈴木琢二君) これは計画

中といふのが二つございますが、これ

は私はだんだん事業は執行しておつ

て、金の支払いがおくれておるので、

こちらからまだ予算を出しておりませ

んで計画中となつておるのだと思ひ

ますが、これはちょっとわかりません

度終わりのときに、そういう部屋が

あって、まあ資料の多い少ないは別に

しても、そういうものができておるか

どうかということです。

○政府委員(鈴木琢二君) これらにつ

きましても、あとで詳しい資料を提出

いたしたいと存じますが、先ほど申し

上げましたように、この資料展示室も

まだ支払いが済んでいないので、こち

らかう予算を執行しております。せんの

で、計画中と書いてあったのだろうと

存じます。なお詳しくは先ほど申し上

げましたように、あとで内容の詳しい

ところを御報告申し上げたいと存じま

いと思います。

○鈴木壽君 それじゃあとでお調べい

ます。ただくということなんですね。それで、これ

は政務次官、一つお願ひみたいな、要

ますか、おりませんか。

○政府委員(山本弘君) これは日本消

防協会内におきまして、消防のいろい

ろ歴史的な文献とか、そういうもの

で、消防の広報のために——地方から

もございまして、また見学に参る方も

ござります。そういう人のために資料

を設けるという意味で、この三十五年

度において予算を計上いたしまして、

現在いろいろな資料を集めまして展示

を設けるという意味で、この三十五年

度において予算を計上いたしまして、

現状いろいろな資料を集めまして展示

を設けるという意味で、この三十五年

度において予算を計上いたしまして、

すが、今の消防協会の委託費の問題は、鈴木委員からだいぶ御質問があつたんですが、私も全く同じ感じを持つ、まあ相当各事業項目の間で流用も行なわれているに違いないと思う。また、人件費等に相当出しているのぢやないかと思いますが、その中で事業費の最後の方の世論調査というのは、どういうことをやつておられるのですか。世論調査、百二十五万ですか。

○政府委員(山本弘君) 消防に対して国民がどう思つておるかということ、それを基礎にいたしまして、いろいろ消防行政の報告も書かなければなりませんので、世論調査は政府が直接するわけにはいきません。従いまして、たとえば消防協会の委託費を通じまして調査をいたしております。これは日本調査社でございますが、政府が一般に世論調査の場合に委託している調査社でございます。それに対して委託をいたしまして消防の世論調査をいたしておるのでござります。

○秋山長造君 まあどう思つておるかというようなばく然としたことを言われても、これははつりしないのですか、毎年同じような経費をかけてやつておるのでですが、どういうことをねらってやつっているのですか。たゞく然と、国民が消防をどう思つておるかというような調査程度ならば、まあ私の感じでは無意味じやないかと思う。

こんなことは、全國民がどう思おうと、思うまいと、大体消防の任務とかなんとかといふものはよくわかつておるわけなんです。だから、その結果を見せてもらいたい。

それからもう一つは、それは、各役所が個々ばらばらにこういう調査をす

いうのがあって、あそこにすいぶん膨大な、しょっちゅう国会でも問題になりますが、膨大な予算を組んで、あそこで大体政府関係の世論調査といふのは一まとめてやつておるはずです。内閣調査室の世論調査の内容にも問題があるけれども、とにかく、あそこで一まとめてやっておることになつておる。それをまた各役所で別々に相当な経費を使ってそらして、今おつしやる程度では、ぜひ百二十五万円毎年組んでやらなければならぬ調査で、かどうか、また、それをやつたことがどれだけ実質的に消防の仕事にプラスになるかどうか、ちょっと疑わざるを得な。どうですか。

○秋山長造君 その程度の御答弁では、了承できませんけれども、どういうふうに委託費として組んであるということをござりますので、御了承願いたいと申します。

それからもう一点は、寄付金のことですが、この資料を見ますと、三十二年までしか出てないので、私がほんかたたのは、最近の資料なんですかねども、ちょっと古のですが、しかし、この古い資料によつても、相当差防寄付というものがあるわけですね。たとえば昭和三十二年度を見ますと、市町村の予算に計上されただけでも、億円あるでしょ。それから予算に計上されていないものが十三億六千五円、ちょっと十四億ばかりある。おそらく私は、その実態はこういう数字になりますがはるかに上回った数字だらうと思つ。なかなか性質上正確に捕捉することはむずかしいから、こういう数字になつて出ておるのだろうと思う。しかも、三十一年、三十二年、三十三年と、三年度間にわたる終計だけ見ても、年々やはり減らずにふえておる。予算的に計算上されておる寄付金だけですけれども、ふえておる。おそらく、計上されていない寄付金なんというものも、同じようにふえておるのじやないかと想つ。そういう点について、消防庁と一ことは、この消防寄付というものをどういうふうに考えておられるか、また、どういうふうに指導しておられるのかとも、ふえておる。おそらく、計上されたいことを聞きたい。といいますの

は、ちょうどど昭和二十八年にすでに防施設強化促進法ができまして、そして、年次計画でもって消防施設を期的に整備強化していくということが成了したわけですね。あの当時、今の官が當時おられましたか。——その時、私、ちょうどど委員会におりまして、この法律案の審議をするときにはけつこうだが、その反面、消防寄託というものがやたらにまたかさんで非常にこれが地方住民の大きなかんになるのではないかということが常に問題になつた。そのときにこの委員会で附帯決議をつけたかどうかまでは覚えておりませんがね。とにかく消防施設の強化はやるべきであつて、いやしくも消防寄付がこれよつてますますかさんでいくと、いうことは絶対避けなければならぬということは、これはもうこの委員会も再三再四確認されたことだし、当の当局者もこれは口をすっぱくしてそういうおそれのないよう指導する、そうしてその消防寄付といふのは、終戦直後のあの混乱時代の、やがてを得ない必要悪だったので、まあどう情勢が落ちついてきたので、消防寄付といふようなものは、これはもううきるだけ押えていく、なくしていく、こういう約束だったと思うのですね、ちょうどどその当時同じように警察法も出ておりましてね、警察法とも関連して、やはり警察寄付という問題が非難問題になつたのですよ。この委員会は警察寄付についてもこれは非常にさかましく議論されて、そうして警察

新義上総の地をこころ外るはの地とはすそれすごく消り

の税外負担みたいな寄付が非常に多いことはまことに遺憾であります。これは私どもも消防施設の整備に、財源寄付に求めるという点は極力押えております。三分の一補助金を出す場合にも、その財源計画が全部出て参りますので、その際寄付金が財源になつております場合は、特別な寄付、弊害の全くない寄付は別といたしましても、一般的の住民から税金みたいな形でとるような寄付は、全くこれはまあ弊害がござりますので、そういうものを押えて、そういう財源をやらせぬように指導いたしております。しかし、実際問題としてこういった計数にはつきりと予算に現われている分だけでも八億、予算に未計上の分、これは必ずしも確実なものではございませんが、推計も入れまして、大体三十二年度で十三億余りといふものが出ているわけであります。合わせますと二十億余になる寄付金がございまして、これは極力、施設強化の財源として寄付金を財源にすること、他の費用に充てる寄付金についても、何と申しましても、こういった種類の寄付を半強制的に求めると、いろいろなことがありますと、かえって住民の消防に対する熱意と申しますか、興味をなくす結果になりまして、消防運営上も非常な支障を来たしますので、機会あるごとにそいつた財源の調整の仕方をしてはいけないと、いうことを一線の消防署に対しては指導をいたしております。一番大きな額になる消防施設につきましては、補助金の際に財源の処理につきましても十

○秋山長造君 抽象的に指導してきな
とおっしゃるのですが、これは抽象的な指導といふこともやられるでしょ
うけれども、やはりこれはただそういう
通り一べんにできるだけ指導してきな
たあるいは通達とか、あなたの方の古
いいろいろな形式があるでしょう、そ
ういう何か形に現われたものがあれば、
こられたのかどうかということ。で、
消防施設強化促進法ができた二十八年
度以降でけつこうですがね、消防署を
方で地方公共団体に対してこの消防署の
付を抑制するために行ってこられたい
ろいろな手、いろいろな対策、そういう
うもので形に現われたものがあれば、
また後刻でけつこうですが、資料と一
て出していただきたい。いいですね。
それから、やはりあなたの方として
これははつきりしておるのですからどう
ですか。やはり事を、整備の方を急ぐ
なうべきであって、個人負担というう
なものは取るべからずという方針を
も、この中にあるこれを見ますと、こ
れは小学校や中学校の単価と同じこと
で、実情にそぐわぬ単価なんです。だ
から、そういうところからどうもギャ
ップができる実情……。そこらはまあ
とりあえず寄付でやつておけとは言わ
ぬまでも、そういう気持があればやは
り以心伝心で、向こうはこれをやりま
すからね。そこらははつきりしてお
てもらいたいと思うのですね。

にすることにはまことに因ったことがあります。このことにつきましては、特に消防の経費について寄付金を財源にしてはいけないという通牒等を出したことはございません。先ほど申上げましたようないろいろな機会をおだけで、改まつた通牒を出したということはございません。と申しますのは、消防の運営は、それぞれ町村をしてはいけないとということを申し上げましたよろいの通牒的に、そういう無理な財源の調達の仕方をしてはいけないとということを申しておるだけです。改まつた通牒を出したといふことはございません。と申しますのは、消防の運営は、それぞれ町村によつていろいろな財源的にも、あるいは市町村民の消防に対する協力の仕方をいろいろなまちでございまして、私ども一番指導上因りますのは、この町で新しいうつなポンプを作つた、隣の町の消防団がおれの方も作ってくれといふので、ひとつもなくて訓練に出られないということで、部落全体が何とかして隣の町に負けないようになポンプをほしいということ、単に消防だけの希望でなしに、隣の町と張り合つような気持で、みんなで何とかつな金を出して隣りの町に負けないようなのを作ろうじゃないかという場合もあり得るのでございまして、そういうのが絶対にいけないのかということになりりますと、私どもそんなことと絶対やつちやいかぬということをちょっと言い切れない場合がございます。それでその点が自治体消防であり、財政も市町村財政を見るということになつておつて、国庫補助というものが主体になつて、そこまではつきりと財政計画があるので、そこまではきりと財政計立場にございます。またあまり深く財

源のことまでとやかく言いますと、あまりにも市町村の自治消防に干渉するような結果になります。その辺、大へん私どもいたしましては立場のつらい点もございます。現状はそういう占いでござります。

○秋山長造君 そんなことを言つておつたらこの金額はふえる一方です。厳禁することはできぬことはわかっています。わかつていますけれども、やはり指導、勧告、助言といふにはあるのだから、文部省は指導、勧告、助言ということを口実にして何でありますか、あの通りやつてもらつちや困りますけれども、やはり指導、勧告、助言といふことはきつとあるのだから、厳禁といふことで寄付金を取つたら処罰といふのじやないですから、消防の建設と一ことはこうしなければならぬ、だから、國の方としてもそう考えてやっていく方針だから、地方団体においても極力抑制して消防の経費は公費で負担するこう方針を貫くべきだというくらいの指導は、やりなさいよ。そうでなければ、大学校まで作つて指導しておる意味ありやせぬ。

○松永忠二君 ちょっと関連。その答弁を伺う前に、私もそれと同じ実は具體的な例を持つてゐるわけなんですね。たとえばある町で購入費が百八十二万かかった、一般財源は全然なしで、補助金を五十三万出して寄付金が百二十九万、こういうようなのが出ておるわけです。あるいはある町は二百六十八万の消防ポンプを作るのに、一般財源で二十七万、補助金が六十二万で寄付金が百七十九万、こういうのがある。こういうような例は幾つもあるので

す。そうすると今秋山委員に御答弁にてなったようなことは事実上徹底をしていない。ほとんどいわゆる割当で、これを各県が配分をするような形をとつてそういうことをやつておる。そういう意味では、そういう場合があり得ることのではなくて、それがほとんど慣例になつてゐるのぢやないか、だからこの際徹底的に指導する必要があるんですね。そういうことを一つ明確に答弁をなしていただきたいことと、もう一つ次官にそういう点について、もう一つの点からいうと、たとえば三十四年度決算額に対して三十四年度の消防の需要額といふのは一休どのくらいな割合となつてゐるというように考えておらるるのか、こういう点を考えて、地方政府法の一部を改正して府県が市町村に負担をさしてはならないというようなふうな点に拡大する考え方を持つておられるのかどうか、本年度は財政需要額でどのくらい一休余分に消防関係を見ていいのか、この点あわせて関連して御答弁を願いたいと思うのです。

消防、警察等の雑多の税外負担をできるだけ行なわないよう、財政需要額を財源を与えて増加することによつて、これを指導運営して参つたのでござります。ただいま法的に規制しろといふことがございましたが、学校関係におきましても維持修繕費については、税外負担を課してはならないといふところまではできますが、建築費につきましては、財政等の事情もございますし、まだそれまでいつていいというような次第でござります。なお法律で禁じられたのも三十五年度の実績をながめまして、三十六年度から法律でこれを禁止するという方向をとりましたので、本年度も財源の増加に伴いまして当然こういった措置を進めいくべきでございますが、昨年度行ないましたこの制度、いかに実施されたかということを検討する必要もございませんので、本年度は昨年度とりましたような方向によつております。ただ本年度は三十四年度の決算をながめまして、決算と財政計画の中の差から、実際におさまして、補助金の金額が足りないために余分に地方自治体が持つているもの、あるいはただいまのような寄付金によつているものとの差額をあげまして一般財源を増加することによってこれらの方は自発的に禁止していくという方向で、単独事業の経費につきまして四百四十八億増額したような次第であります。こういう財源の賦与もできるだけ実情に応じて与えることによつて、ただいまのような弊害をなくしていきたいと考えております。

ございますが、また一方、從来から慣習等もございまして、ただいま御指摘になりましたような事例が、寄付金によっていることは私もよく承知いたしておりますが、一般財源の動向と待ちまして適宜こういったものをなくするよう指導していくきたい、かよろしく考えておられます。なお、財政需要額は、消防に対するものですがどのくらいふえているかといふことは、ただいま私手元に数字を持っておりませんので後刻報告させていただきます。

拡大する方向にこれは行くべきだと田
うのであります。特に長官には、今まで
話のあつた点で、そういうふうな一般
財源も何も持たないで寄付金と補助金
でやっているというようなことについ
て、実態を調査される必要があると思
う。ただそういうことを言われているの
だけではなくて、事実上、指導されるべき
だと思う。また同時に、よく言う消
防施設税というようなことについても、
野党でも明確な案を出しているの
ですから、そういう点について消防庁
が、消防庁としてはこういうふうな考
えを持っているということをやはり検
討して、具休化していくということで
なければ、何をせられても効果は上が
らないと思うのですよ。結局、政府の
言うような今のようなやり方だと、み
な陰に隠れて、事業はふやすけれども
住民負担はどんどんふえていくとい
う形で、しかも、それは予算に計上され
ない額の方が計上された額の八倍ある
というような、そういう形の中であ
えていくわけなんだから、そういう点
についてはもう少し実態を調査されて
指導されることと、もう一つ、長官に
伺いますが、消防施設税なんという問
題について、一体どういうふうに考え
ておられるのか、その二つだけお聞き
しておきたい。

あるものなら、いわば何でもほしいといふくらいの気持で、たとえば消防施設税の問題が出ましたときにも、われわれとしては、何とかこの税金を実現して、消防施設の強化の財源に充ててもらいたいというふうな考え方を持っておったのでござりますが、いろいろな事情で今日まだ研究の段階を出でないような状況で、まことに遺憾に存じてゐるわけでございます。

さらに私ども、もう少しこの貧弱町村に対しては、特に消防施設の現在の補助率の三分の一では、とてもあとの三分の二をまかなうということが事實上非常にむずかしい問題でござりますので、少なくとも二分の一の補助というのを毎年予算のたびに事務的には強く折衝いたしているのでございますが、国の財政の都合でそれがなかなか実現できませんのは、まことに遺憾でございます。私どもの消防庁としての希望といたしましては、三年前に消防審議会から答申をいたしました、消防費全体について——人件費も一切含めた消防費市町村の消防費全体について、二分の一国庫で負担すべきものだという答申が出来ておりますが、そいういった方向に何とか持つていってもらいたいという、まあ消防庁としての希望は持つております。

いずれにいたしましても、非常に消防財源が詰まっているということころにいろいろなそういうた問題が起きますので、今後そういった消防国庫補助の額の引き上げの問題、あるいは補助対象の範囲の拡大の問題、あるいは消防施設税のことき特殊財源の問題、あるいはまた日本損害保険協会の起債の引き受け等、そういったようなあらゆる

面で消防財源を獲得していくことに努めたい、さように考えております。○鍋島直紹君 最後に一言、実は自治省に意見を申し上げましてお答えをいたただきたいのですけれども、先ほど加瀬委員の御質問の中に、常設消防の拡充強化、あるいは一般消防の施設の強化ということについて、消防庁として全国的に現実に基礎を置いて、五カ年計画とか三ヵ年計画とかという、実際この程度は最低限必要だというはつきりした計画というものが何があるのやらないのやら、明確化を欠いていたよう思ひます。しかし、これは今の消防財源の問題に関しましても、消防庁とされてもそういふものは当然私にはあってしかるべきではないか、それを基礎は予算を要求せられ、あるいは補助金のベース・アップといいますか、率の三分の一を二分の一にする、この主張をせられ、あるいは地方公共団体に対しても、少なくともこの程度はことはやりたいがどうだらうといふ御指導なり助言がある、そのベースがない。ただ設置基準はあっても、どの程度ずつやりながら、五カ年間たてばどの程度までいけるのだというような、とにかく正確なそういうた計画といふものがあるべきじゃないか。警察等における一万人増員の計画、施設拡充の計画、いろいろあります。三ヵ年計画、五ヵ年計画、そういう点を一つ、幸いにまあ自治省に入つたわけですから、消防庁の方と御協議いただき、それによって進めていたただくことが一番いいのじやないかと思いますし、どうもその点明確を失いたので、あるのかないのか。もししなければ、ぜひ一つお

施すべしということになりますれば、そういう意味の指導をいたします。勧告をいたしたいと思っております。

○加瀬亮君 今、それぞれ市会が開かれておるそうであります、市会はおそらく月末をもって終わるでしょう。その市会に間に合うように自治省は、結論が出来ましたら勧告をしていただけたと了解してよろしゅうございります。

○政府委員(藤井貞夫君) できるだけすみやかに結論を得たいと思っております。

○加瀬亮君 くどいようであります

が、市会に間に合うように、結論を早く出して勧告を出していただけると考えていいですね。

○政府委員(藤井貞夫君) その線でやりたいと思います。

○委員長(増原恵吉君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二 組合は、規約で定めることにより、保健給付、り災給付又は休業給付にあわせて、これらに準する給付(以下「附加給付」という。)を行なうことができると了解してよろしゅうございります。

(附加給付)

第十五条の二 組合は、規約で定めることにより、保健給付、り災給付又は休業給付にあわせて、これらに準する給付(以下「附加給付」という。)を行なうことができると了解してよろしゅうございります。

第三十五条第一項中「第三十八条付」、「第三十九条第一項中「第三十一条」を「第三十八条第二項」に改める。

第三十七条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、その額が六千円に満たないときは、六千円とする。

第三十七条规定に次のただし書きを加える。

ただし、その額が三千円に満たないときは、三千円とする。

第三十八条第一項中「第三項」を「次項」に、「分べんし、且つ、保育する場合において」を「分べんし、且つ、保育するとき(引き続きその生れた子を育てないときを除く)」に改め、同項ただし書き及び同条第二項を削り、同条第三項中「分べんし、且つ、保育するとき」を「分べんしたとき」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第六十二条中「休業給付」の下に「保健給付又は休業給付に係る附加給付を含む。次条において同じ。」を加える。

第六十八条第一項第一号中「休業給付を含む。」を加える。

を「り災給付」(これに係る附加給付を含む。第三項において同じ。)に改める。

附則第二十八項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「市町村職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の日前日」に改める。

附則第二十九項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十七年十二月三十一日」に改める。

附則第二十九項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十七年十二月三十一日」に改める。

十二月三十一日」に改める。

十二月三十一日」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前に分べんした、組合員若しくは組合員であつた者に係る分べん費若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る配偶者分べん費又は組合員、組合員であつた者若しくは組合員の被扶養者である配偶者に係る保育手当金の支給については、なお従前の例による。

昭和三十六年三月二十五日印刷

昭和三十六年三月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局